

第2回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第5号 いちき串木野市サテライトオフィス設置条例の制定について
- 第 2 議案第6号 いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第7号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第8号 いちき串木野市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第9号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第10号 いちき串木野市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第15号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第16号 いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第17号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 陳情第4号 「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情
- 第11 議案第11号 市道の廃止及び認定について
- 第12 議案第12号 いちき串木野市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第13号 いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第14号 いちき串木野市市民プール条例を廃止する条例の制定について
- 第15 予算議案第1号 令和4年度いちき串木野市一般会計予算
- 第16 国特予算議案第1号 令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第17 市場特予算議案第1号 令和4年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第18 介特予算議案第1号 令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第19 後特予算議案第1号 令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第20 水道予算議案第1号 令和4年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第21 下水道予算議案第1号 令和4年度いちき串木野市下水道事業会計予算
- 第22 議案第18号 いちき串木野市農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用について
- 第23 議案第19号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第24 議案第20号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第25 議案第21号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第26 議案第22号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第27 議案第23号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第28 議案第24号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第29 議案第25号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について

- 第 3 0 議案第 2 6 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
 - 第 3 1 議案第 2 7 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
 - 第 3 2 議案第 2 8 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
 - 第 3 3 議案第 2 9 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
 - 第 3 4 議案第 3 0 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
 - 第 3 5 議案第 3 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 第 3 6 議案第 3 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 第 3 7 決議案第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について
 - 第 3 8 閉会中の継続審査について
 - 第 3 9 閉会中の継続調査について
 - 第 4 0 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第5号（3月29日）（火曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課長	宮口吉次君
副市	長	出水喜三彦君	市来支所長	橋口昭彦君
教育	長	相良一洋君	教育総務課長	瀬川大君
総務課	長	山崎達治君	消防長	平石剛君
企画政策課	長	北山修君		

令和4年3月29日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（濱田 尚君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった令和3年度1月分、2月分の例月出納検査の結果をお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった令和3年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についてもその写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第21

議案第5号～下水道予算議案第1号一括上程

○議長（濱田 尚君） それでは日程第1、議案第5号から日程第21、下水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

〔総務厚生委員長福田清宏君登壇〕

○総務厚生委員長（福田清宏君） おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました令和4年度関係議案は、単行議案9件、陳情1件及び継続審査の陳情2件の計12件であります。

去る3月9日に委員会を開催し、陳情1件及び継続審査の陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第5号いちき串木野市サテライトオフィス設置条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市サテライトオフィスの施設の管理等に関して必要な事項等を定めようとするものであります。

説明によりますと、この施設の設置目的は高度な情報通信技術を活用することにより、新たな起業・

就労機会を確保し、流出人口の抑制を図り、併せて地域経済の活性化に資するためとし、施設の名称はMINATOよりあいオフィス、場所はいちき串木野市元町198番地、開館時間は原則として午前9時から午後5時まで、休館日は原則として土日、祝日、盆、年末年始、年度内の工事完成とし、5月中の開館を予定しているとのことであります。

施設の1階部分はコワーキングスペースとなっており、54席程度が設けられ、個人単位で1時間当たり100円から利用できる。さらに常時、専門のコーディネーターを配置することで、市内既存事業者のデジタル化に関する相談窓口を設置し、市内既存企業の課題解決を図るほか、今後、デジタル化に向けた研修やセミナーを計画し、IT関連企業と地元既存企業の交流の場を想定している。

2階部分はオフィススペースとなっており、誘致したIT関連企業に1か月単位から事業所として利用していただき、三つのブースの事務所はシェアオフィスとして1室4人程度、一月当たり2万円で利用できるとのことであります。

審査の中で、具体的にどのようなIT企業の誘致を考えているのかと質したところ、本市の特色である食産業の開発とともに観光やイベントなどに付随する産業の発展につながる企業の誘致が一番望ましいと考えており、このようなIT企業を誘致先として接触しているとの答弁であります。

また、IT関連事業者は夜遅くまで仕事をされる状況が考えられるので開館時間を見直すべきではないかと質したところ、2階のオフィススペースは原則として午前9時から午後5時までとなっているが、それぞれの企業が利用しやすいように、運用面で対応したいとの答弁であります。

さらに、IT企業に来てもらうため、お試しの活用はできないかと質したところ、本市に定着していただくことが目的であることから、お試しでの利用も想定している。いきなり企業を誘致するのはなかなか難しいので、まずは1回利用していただくためにも使用料を免除して取組を進めていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第6号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、鹿児島県全体の被保険者数の減少等による保険給付費の減に伴い、国民健康保険事業費納付金の減少が見込まれることから、令和4年度から国民健康保険税の負担を軽減するため税率を改定するほか、地方税法の一部改正に伴い、子育て世帯を対象として未就学児の均等割額を軽減しようとするものであります。

説明によりますと、所得割額をこれまでの17.68%から17.56%に、均等割額をこれまでの4万5,000円から4万1,100円に、平等割額をこれまでの3万8,900円から3万5,200円にそれぞれ引き下げることにより、その影響額は被保険者1人当たり3,358円の減、1世帯当たり5,140円の減となる。

また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険に加入している未就学児を対象として、均等割額の加入者負担分について未就学児1人につき、これまでの5割を軽減するとのことであります。

審査の中で、保険税を引き下げるのではなく、基金への積立てをして、今後の保険税の増税分に充てることは考えられないかと質したところ、これまで県への納付金が増えることを想定して保険税の税率改定を行ってきた。2年連続でこの納付金が増えることから、皆さんの保険税の負担を引き下げるべきと判断した。基金残高の推移も見ながら、令和6年度までは今回引き下げた税率で進めたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、低所得者対策として令和4年度及び令和5年度における介護保険料の第1段階から第3段階までの保険料率を引き続き減額するため改正しようとするものであります。

説明によりますと、令和4年度及び令和5年度の介護保険料を令和3年度に引き続き第1段階の保険

料率を年額2万3,300円に、第2段階の保険料率を年額3万8,900円に、第3段階の保険料率を年額5万4,400円とするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号いちき串木野市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準を踏まえ、消防団員の出勤報酬を定めるため改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正により報酬が年額報酬と出勤報酬の2種類となる。また、これまで水火災や警戒、訓練等の職務に従事した場合、1回につき5,100円の費用弁償を行ってきたが、今回の改正により、令和4年4月からは風水害や大規模な地震、津波、台風等の災害出勤は1日につき8,000円とし、その他の火災などの災害出勤は1日につき8,000円、ただし4時間未満の場合は5,100円、その他、訓練や会議などの出勤は1日につき5,100円して、それぞれ出勤報酬を支払うとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布に伴い、年金担保貸付事業が廃止されるため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、消防団員が公務により死亡、負傷もしくは障害の状況になった場合に支払われる消防団員障害補償年金等を担保にして融資を受ける貸付事業が廃止されるため、本条例の改正を行うとのことであります。なお、本市では現在、この消防団員障害補償年金等を受給されている方はいないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号いちき串木野市長寿祝金支給条

例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、長寿祝金の支給について、少子高齢化及び平均寿命の伸長により、支給対象年齢及び支給額を改正しようとするものであります。

説明によりますと、これまで満80歳、満90歳、満95歳及び満100歳以上の方々に支給していた長寿祝金について、令和4年度から廃止する。また、満88歳の方々に支給していた5,000円を1万円に引き上げて支給するほか、満100歳の方々にはこれまでと同じく5万円を支給する。

このほか、これまで満90歳の方々に贈呈していた写真については、満88歳の方々への祝金支給時に併せて贈呈する。

また、本年満89歳と満90歳になられる方々への写真は、令和4年度に贈呈するとのことであります。

審査の中で今回の改正となった経緯について質したところ、これまで行政改革の中で事務事業の見直しを進めてきた。全部で504事業について効果等を含め検証し、その中で51事業を廃止・縮小・改善の対象とした。

この長寿祝金については、現在進展している高齢化の状況や今後の推移などを勘案し、年代を区切った形で財源を集中して、この制度そのものを継続させるために改正した。また、高齢化社会においては、介護や地域包括ケアシステム、買い物支援、交通対策など多くの課題があり、限られた財源を真に困っている高齢者の施策に振り替えるため、今回の見直しとなったとの答弁であります。

このほか、委員から祝金の対象となる方々は、これまで戦前・戦中・戦後と大変な御苦勞をし、この国や地域をつくり上げた先輩方である。この方々が喜んでおられる祝金を縮小するのは反対であるとの意見が述べられた一方、平均年齢が延び、該当者が増えている状況を考えれば、今回の改正はやむを得ないとの意見や、これまでの取組により先輩方への御恩に感謝する心は大分届いたと思う。他市の状況を見ても、この改正は理解できるとの意見が述べられたのであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第16号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この2議案は、いずれも特別職報酬等審議会の答申を尊重して、それぞれの期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

説明によりますと、これまで6月期と12月期にそれぞれ1.60月分ずつ支給されていた期末手当を、令和4年度分からはそれぞれ1.55月分の支給とし、年間の期末手当の支給割合を3.20月から3.10月へ、0.10月分引き下げる。また、国に準じた特例措置として令和3年12月に支給された期末手当に160分の10を乗じた調整額0.10月分を令和4年6月の期末手当の額から減額するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、本市職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

説明によりますと、これまで6月期と12月期にそれぞれ1.275月分ずつ支給されていた期末手当を令和4年度分からはそれぞれ1.20月分の支給とし、年間の期末勤勉手当の支給割合を4.45月から4.30月へ0.15月分引き下げる。また、再任用職員については、6月期と12月期の期末手当の支給割合を現行の0.725月から0.675月とし、年間の期末勤勉手当の支給割合を2.35月から2.25月へ、0.10月分引き下げる。また、国に準じた特例措置として、一般職の職員については令和3年12月に支給された期末手当に127.5分の15を乗じた調整額0.15月分を令和4年6月の期末手当の額から減額するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第4号「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情で

あります。

本案は、いちき串木野市湊町3-95、川内原発20年延長を考える会 提出代表者 藤島真紀氏から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、川内原発の20年運転延長申請には特別点検が必要不可欠です。この運転延長の許可申請は、稼働40年の1年前までに行わなければなりません。申請期限は、川内原発1号機が2023年7月4日、2号機が2024年11月28日です。

稼働40年を超える老朽原発をさらに20年動かすことの是非は、住民の大きな関心事であることから、議会として川内原発の20年運転期間延長に伴う課題の調査・研究を早急に開始し、議会での議論及び市民への情報提供に取り組むよう求められたものであります。

審査の中で、「市民の命と健康を預かる議会であるから、このことは早めに取り組むべき」との意見が述べられた一方、「九州電力が方向性を示していない中での検討は時期尚早である」との意見や、「これまでも、議会として川内原発の視察をするほか、情勢や現状についてそれぞれの議員で勉強している」との意見、さらには、「市民への情報提供については事業者である九州電力が行うのが当然である」との意見が述べられたのであります。

本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第5号いちき串木野市サテライトオフィス設置条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号いちき串木野市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号いちき串木野市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第4号「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 尚君） 起立少数であります。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） 報告いたします。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、

単行議案4件であります。

去る3月10日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査結果の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第11号市道の廃止及び認定についてであります。

本案は、麓土地区画整理事業区域内の一部路線を廃止するとともに、整備した道路を市道認定するため道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、今回の市道の廃止と認定で市道の路線数が幾つになるのか、また、総延長は何キロメートルになるのかと質したところ、969路線、総延長が約351キロメートルになるとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号いちき串木野市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、市営住宅等の入居に必要な連帯保証人の取扱いについて見直すため改正しようとするものであります。

説明によりますと、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなども踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難になることが懸念される。このようなことから、国土交通省から公営住宅への入居に関わる保証人の取扱いについて住宅に困窮する低所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう通知があり、市営住宅等の連帯保証人の取扱いを見直すこととした。

見直しの内容については、一つは、連帯保証人を2人から1人とし、新たに別途緊急連絡先を求める。二つ目に個人に加え、法人保証を認める。法人については家賃債務保証業者と居住支援法人を想定しているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、釜牟田公園を新たに都市公園として定めるため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、釜牟田公園は麓土地区画整理

事業で新設された公園で、これで麓地区の公園は全て完成となる。都市公園条例に定める公園の数は、今回の釜牟田公園を加え、40公園になるとのことであります。

審査の中で、遊具の設置は検討しているのかと質したところ、区画整理事業では造成とフェンスの設置まで行ったが、利用状況を見ながら遊具の整備を検討するとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号いちき串木野市市民プール条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市市民プールについて、第1期建物系個別施設計画に基づき廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

説明によりますと、市民プールについては昭和47年に建設され、大プール25メートルと幼児プールがある。解体後は周辺施設の駐車場として活用することとあります。

審査の中で、小さい子どもたちが、楽しく遊べる場所がなくなることで寂しい思いをしている。受け皿を何か考えているのかと質したところ、今後は同等施設の長崎鼻の海水プールを利用してほしい。小さい子どもが遊べるよう、プールの深さの調整などについては対応方法を考えていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業教育委員会に付託されました案件について、審査結果の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから、産業教育委員長
の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第11号市道の廃止及び認定について、
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第12号いちき串木野市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号いちき串木野市市民プール条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長松崎幹夫君登壇〕

○予算審査特別委員長（松崎幹夫君） おはようございます。

私ども予算審査特別委員会に付託された案件は、一般会計予算議案1件及び特別会計予算議案4件、並びに企業会計予算議案2件の計7件であります。

去る3月8日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月14日、16日、17日及び18日の4日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。なお、審査に先立ち現地調査を実施したところであります。

最初に、予算議案第1号令和4年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億3,200万円とするものであります。これは前年度当初予算と比較すると7,700万円、0.5%の増となります。

第2条で債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条で地方債の起債の目的及び限度額等を、第4条で一時借入金の最高額を、第5条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

令和4年度当初予算の概要としては、新型コロナウイルス感染症対策のほか、総合雨水対策整備方針策定事業や尻塞川水門改修事業などの内水氾濫対策に消防・防災資機材の整備など、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進しつつ、洋上風力発電に関する調査研究事業やサテライトオフィスへのIT企業誘致、新工業団地整備の用地取得に向けた取組など、新たな産業創出等に重点化した予算が組まれております。

歳入面では、地方交付税及び国や県からの各種譲与税・交付金は増収を見込んでいるものの、固定資

産税などの市税は減少傾向にあり、また、実質的な地方交付税である臨時財政対策債も大幅に減少、歳出面では職員数の減少等により人件費が減少するものの、物件費や維持補修費、普通建設事業費が増加したため、財政調整基金等から基金を繰り入れ、予算編成されております。

世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延から経済の状況は先行き不透明であり、人口減少、税収減など今後さらに厳しい状況が見込まれることから、これまで以上に事務事業等の歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、効率的で持続可能な財政運営に努めるものであります。

まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1 款市税28億7,044万6,000円は、前年度に対し952万9,000円、0.3%の減であります。減額となる税目は、個人市民税、固定資産税、軽自動車税で、法人市民税、市たばこ税、入湯税は若干の増を見込んでおります。

その中で、固定資産税は2,400万3,000円の減が見込まれており、その要因としては土地評価額の下落修正等により4.71%の減が生じているほか、家屋は家屋数の減、償却資産は総務大臣配分などの減が主なる要因とのことであります。

次に、2 款地方譲与税であります。

地方揮発油譲与税は前年度比425万5,000円、自動車重量譲与税は905万2,000円の増額であります。

次に、7 款地方消費税交付金は、前年度比5,116万円増の6 億4,116万円であります。

次に、10 款地方交付税は、前年度比 1 億5,000万円増の50億円の計上で、内訳は普通交付税が44億円、特別交付税が6 億円であります。なお、臨時財政対策債は、前年度比 4 億1,076万8,000円減の 1 億3,760万円を見込んでいるとのことであります。

次に、17 款寄附金であります。

ふるさと納税寄附金は、前年度と同額の20億円の計上であります。委員の中から、クラウドファンディングにより新たに地場特産品を開発している県外の市がある。魅力ある返礼品の開発を進める上でも勉強する価値があり、本市でも積極的に取り組んでほしい旨の意見が述べられました。

次に、18 款繰入金12億6,527万6,000円は、前年度比 1 億1,126万7,000円の減であります。

増減の主なるものとして、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金繰入金 1 億8,287万8,000円は、令和 3 年度にはしご付消防自動車の購入が完了していることから、同額の減であります。

また、ふるさと寄附金基金繰入金は、最終処分場の補修事業や薩摩藩英国留学生記念館の駐車場整備事業などへの充当により、9,144万8,000円の増となっております。

なお、令和 4 年度末の基金残高の見込みは、財政調整基金が16億1,908万7,000円、市債管理基金が15 億1,138万2,000円、そのほかの特定目的基金を合わせた合計は59億9,711万3,000円となり、令和 3 年度末と比較して 2 億5,853万円の減となる見通しとのことであります。

次に、21 款市債 5 億4,050万円は、前年度比 2 億8,016万8,000円の減であります。

減の主なる要因は臨時財政対策債で、地方財政計画の67.5%減を基に見込み、前年度比で 4 億1,076万8,000円の減となったことが要因であります。令和 4 年度末の市債残高については、前年度比で16億1,380万円少ない181億1,994万7,000円、後年度の交付税措置率を58.5%と見込んでいるとのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2 款総務費についてであります。

2040年のまちを考える会開催経費、洋上風力発電調査研究事業などの新規事業のほか、継続事業の冠嶽芸術文化村構想推進事業、IT 企業誘致推進事業などが計上されております。

審査の中で、洋上風力発電調査研究事業において設置する協議会の構成はどのようなかと質したところ、利害関係者である 4 漁協から計 4 人、まちづくり協議会と市女性連から串木野地域と市来地域、それぞれ 1 人ずつ計 4 人。商工会議所、観光物産センター、航路の関係で甕島商船、海砂事業の関係から各 1 人ずつで計 4 人。あと、行政から県エネルギー政策課 1 人、副市長以下市の関係部署から 6 人、計19名を想定しているとの答弁であります。

また、同事業の委託料3,940万円の詳細な内容について質したところ、洋上風力発電によってどのような影響や効果があるのか研究する必要があることから、洋上風力発電に関する各種情報のほか、風の状況、漁業の操業や漁獲高の実態。鳥類・海洋生物に係る文献調査。船舶の航行等に係る地域概況、そういった情報の収集。事業の建設から運用・維持管理までに係る雇用創出。サプライチェーン、産業振興に係る調査。エネルギーの地産地消の可能性、観光振興、こういったものの経済効果。それとやはり住民の皆様にもこの内容を御理解いただくための洋上風力も含めた、エネルギーに関する意識醸成のためのシンポジウムの開催、この調査研究の協議会の運営も含めた業務委託などを考えているとのことであります。

また、審査の中で2040年のまちを考える会について、わずか16人の委員でいちき串木野市の将来を語ることができるのか疑問である。他市の事例も参考に市民総ぐるみで取り組む方法を考えてほしい旨の意見や、冠嶽芸術文化村構想推進事業について、令和4年度が最終年度となることから、終了後も地域が自走できるよう取り組んでほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、3款民生費は保育施設等給付費や児童手当給付費、生活保護扶助費などのほか、新規事業として地域福祉計画策定事業などが計上されております。

審査の中で、家庭教育支援員の連携した取組について質したところ、気になる家庭については専門的な知識を入れながらアドバイスを行っている。スクール・ソーシャルワーカーや家庭教育相談員のほか、地域包括支援センターの相談員とも連携し、取り組んでいるとの答弁であります。

また、見直しがなされた長寿祝金支給事業について、満80歳と満90歳・満95歳を廃止し、満88歳の祝金を残した理由及び満90歳から満88歳に変更した写真撮影について、できるだけ元気な姿を残せるよう、さらに年齢を下げて満80歳に改めることはできないかと質したところ、見直しの検討の中でいろいろな考え方を示し、協議した。満80歳は平均寿命を下回っていることから廃止することとし、満88歳は満90

歳や満95歳よりも祝金を受け取る可能性がより高いことが理由である。併せてこれまで満90歳で行ってきた写真撮影を祝金とともに満88歳とすることで、お祝いを集中させたいとの答弁であります。

次に、4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や最終処分場管理費のほか、新規事業として健康インセンティブ事業などが計上されております。

審査の中で、健康インセンティブ事業について、健康に無関心な方へどのようにアプローチしていく考えかと質したところ、ホームページや広報紙のほか、市の公式LINEでも参加を呼びかける。また、今回の取組にはポイントがつき、上位の方の表彰も考えている。少しでも興味を持ってもらえるよう、広報の方法を考えたいとの答弁であります。

また、委員の中から、最終処分場の管理費について、今後も継続した修繕が見込まれるが、少しでも管理費用を抑えられるよう、部品の調達等を工夫してほしいとの意見が述べられました。

次に6款農林水産業費は、尻塞川水門改修事業や森林環境譲与税事業を実施するほか、新規事業として水産資源安定供給対策事業などが計上されております。

審査の中で、水産資源安定供給対策事業について具体的にどういったものを調査研究するのかと質したところ、本市では今まで養殖業は行っていない。まずは県内の先進地を漁業関係者と一緒に視察し、勉強をしていきたいとの答弁であります。

また、委員の中から、尻塞川水門改修事業について、余水吐きを新設するために実施設計を行う際は、現地の状況、環境整備等を考慮した上で設計すべき旨の意見が述べられたのであります。

次に、7款商工費は、前年度と同様にふるさと納税事業を20億円計上し、積極的に実施するほか、新規事業として薩摩藩英国留学生記念館駐車場整備事業、総合体育館アリーナ照明等改修事業、市民プール解体事業などが計上されております。

審査の中で、冠嶽観光資源活用PR事業と冠嶽芸術文化村構想推進事業は連携できないのかと質したところ、両事業は交流人口、関係人口を増やす意味

ではつながりがある。地域の方と共に進むという観点からも、しっかりと連携を取っていききたいとの答弁であります。

そのほか、委員から薩摩藩英国留学生記念館誘客PR事業について、映像、資料のほかにアニメーションなど若い人をターゲットにした企画も考えてもらいたい旨の意見が述べられたのであります。

次に、8款土木費は、道路新設改良事業を実施するほか、新規事業として上名地区町名変更事業、総合雨水対策整備方針策定事業が計上されております。

審査の中で、総合雨水対策整備方針策定事業について、どのような計画なのか質したところ、全体的な計画として詳細なシミュレーションを作成し、分析するなど、現状を把握した上で下水道区域内の排水・冠水対策など、特に行うべき対策から段階的に整備していく方針で雨水管理総合管理計画を策定するとの答弁であります。

次に、9款消防費は、新規事業として、防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業のほか、消防署の高規格救急車や湊分団の消防ポンプ車の更新費用などが計上されております。

審査の中で、要配慮者支援台帳システムを更新する理由について質したところ、平成21年に導入した現在のシステムは地図情報が更新されないため、毎回手作業による修正が必要であること、また、導入しているシステムのサポートが令和5年9月に終了となるため、新たなシステムを導入するとの答弁であります。

次に、10款教育費は、特別支援教育支援員配置事業や学校ICT機器等借上事業を実施するほか、新規事業として、学校教育専門員配置事業、校務支援システム導入事業などが計上されております。

審査の中で、学校教育専門員配置事業について、事業内容や連携体制をどのように進めていくのかと質したところ、令和4年度から新たにに取り組む事業で、就学支援や特別支援教育に関する業務、いじめ、不登校等に関する業務などを担当する専門員を学校教育課に配置する。指導主事との連携を密にするとともに、必要に応じて福祉課、子どもみらい課、健康増進課をはじめ、スクール・カウンセラーやスク

ール・ソーシャルワーカー、警察、児童相談所などの関係機関と連携し、子どもを取り巻く様々な課題に対応していききたいとの答弁であります。

次に、12款公債費22億3,696万1,000円は、前年度と比較して1,548万4,000円の減であります。このうち利子については、高利なものの償還が減ったことなどにより1,991万1,000円減少しているとのことあります。

その他、歳出の全体的な意見として、今回事務事業の見直しにより削減、縮減された事業が数件あったが、利用頻度や金額だけで判断するのではなく、市の施策として残すべきものは残すという判断もあるのではないかと意見や、特に削減するものや内容が変わるものは丁寧な説明を心がけてほしいとの意見、さらには、少ない予算の中で効果を上げるためにも、各課が連携して情報や目的を共有しながら取組を進めてほしいとの意見が述べられたのであります。

以上が歳入歳出の主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億935万9,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入は一般被保険者国民健康保険税のほか、県支出金及び繰入金が主なるものであります。歳出は保険給付費のほか、国民健康保険事業費納付金が主なるものであります。

審査の中で、今後の被保険者数と保険給付費の推移について質したところ、団塊の世代が順次、後期高齢者となることから、今後は国民健康保険の被保険者数も減少となり、それに合わせて保険給付費の減も見込まれるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第1号令和4年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであ

ります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24万4,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、串木野青果株式会社の経営状況については、年々、売上額、取扱量、取扱額が減少し、大変厳しい経営が続いている。市としても今後の運営について、串木野青果株式会社に対し真剣に協議するよう申入れを続けているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,924万3,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入は保険料のほか国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計からの繰入金が主なるものであります。歳出は保険給付費のほか、地域支援事業費が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,049万2,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入は後期高齢者医療保険料のほか繰入金が主なるものであります。歳出は後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号令和4年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。令和4年度の業務予定量は給水戸数1万2,596戸、年間総給水量389万5,000立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なるものは水道料金で、前年度比1,177万5,000円の減であります。減の主なる要因は人口減少の影響等によるものであります。

次に、収益的収支の支出の主なるものは原浄給配水費のほか、減価償却費であります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは水道事業建設企業債で、資本的収支の支出の主なるものは管路耐震化事業のほか企業債償還元金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下水道予算議案第1号令和4年度いちき串木野市下水道事業会計予算についてであります。令和4年度業務予定量は排水件数5,064件、年間総処理量146万547立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、下水道使用料と他会計補助金で、収益的収支の支出の主なるものは、処理場費のほか総係費、減価償却費であります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは下水道事業建設企業債で、資本的収支の支出の主なるものは企業債償還元金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから、予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

まず、予算議案第1号令和4年度いちき串木野市一般会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市場特予算議案第1号令和4年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号令和4年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、下水道予算議案第1号令和4年度いちき串木野市下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、換気のため5分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時11分

△日程第22～日程第36

議案第18号～議案第32号一括上
程

○議長（濱田 尚君） 会議を再開いたします。

次に、日程第22、議案第18号から日程第36、議案第32号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号いちき串木野市農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用についてであります。

委員の任命に当たっては、認定農業者の数が委員の過半数を下回っている場合、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を得て、委員の過半数を認定農業者またはこれらに準ずる者とすることができるとされております。本市の認定農業者の数は国の定める基準を下回っていることから、本規定を適用することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第19号から議案第30号までは、いちき串木野市農業委員会委員の任命についてであります。

委員の選考に当たっては、農業委員会委員選考委員会を設置し、人格、識見はもとより、職務に対する意欲や地域での活動実績、本人の農業経営状況など様々な観点から検討した結果、それぞれ農業委員会委員として任命しようとするものであります。任命しようとする者の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、任命しようとするものであります。

次に、議案第31号及び議案第32号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である福永礼子氏及び臼井京子氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き両氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人

格、識見ともに優れ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

よろしく御審議の上、同意していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これより質疑に入ります。

まず、議案第18号いちき串木野市農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第18号から議案第32号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第32号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第18号いちき串木野市農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第19号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第20号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第21号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第22号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

– 106 –

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第31号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（濱田 尚君） ただいまの出席議員は15人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（濱田 尚君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（濱田 尚君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1 番 西 田 憲 智 議員

2 番 田 畑 和 彦 議員

3 番 高 木 章 次 議員

4 番 江 口 祥 子 議員

5 番 吉 留 良 三 議員

6 番 松 崎 幹 夫 議員

7 番 田 中 和 矢 議員

8 番 中 村 敏 彦 議員

9 番 大六野 一 美 議員

10 番 東 育 代 議員

11 番 中 里 純 人 議員

12 番 竹之内 勉 議員

13 番 下迫田 良 信 議員

14 番 原 口 政 敏 議員

15 番 福 田 清 宏 議員

○議長（濱田 尚君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（濱田 尚君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田中和矢議員、中村敏彦議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（濱田 尚君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 15票

反対 0票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（濱田 尚君） ただいまの出席議員は15人です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（濱田 尚君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（濱田 尚君） 異常なしと認めます。
念のために申し上げます。
本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番	西田憲智	議員
2番	田畑和彦	議員
3番	高木章次	議員
4番	江口祥子	議員
5番	吉留良三	議員
6番	松崎幹夫	議員
7番	田中和矢	議員
8番	中村敏彦	議員
9番	大六野一美	議員
10番	東育代	議員
11番	中里純人	議員
12番	竹之内勉	議員
13番	下迫田良信	議員
14番	原口政敏	議員
15番	福田清宏	議員

○議長（濱田 尚君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（濱田 尚君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大六野一美議員、東育代議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

[開票・点検]

○議長（濱田 尚君） 投票の結果を報告します。
投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 15票

反対 0票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第37 決議案第1号上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第37、決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についてを議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

[議会運営委員長中村敏彦君登壇]

○議会運営委員長（中村敏彦君） ただいま議題とされました決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について、趣旨説明を申し上げます。

去る2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻をしました。隣国の主権と領土を武力で踏みにじる暴挙により、一般市民を含め多数の死傷者が出ております。

今回の軍事侵攻は「主権の尊重」「領土の保全」「武力行使の禁止」などの国連憲章違反であり、国際社会の秩序を失わせるとともに、世界や我が国の平和と安全を脅かす人道に反する行為で、断じて容認できるものではありません。この非道な侵略行為に対し、我が国を含めた国際社会が連携して対応することが大切であります。

よってここに、いちき串木野市議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に断固抗議するとともに、即時かつ無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求め、決議を行うものであります。

よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第38 閉会中の継続審査について

○議長（濱田 尚君） 次に日程第38、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第39 閉会中の継続調査について

○議長（濱田 尚君） 次に日程第39、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第40 議員派遣について

○議長（濱田 尚君） 次に日程第40、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

△市長挨拶

○議長（濱田 尚君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 去る2月21日に開会されました令和4年第2回市議会定例会が本日をもって最終日を迎えることとなりました。

今議会に提案いたしました全ての議案につきまして慎重に審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。本会議並びに委員会において賜りました御意見、御指摘等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して、誠実に対処してまいる所存であります。

さて、本日、新年度予算等の議決をいただき、私にとって市長として実質的な1年目が始動することとなります。本市においては、急速な少子高齢化と人口減少、新型コロナウイルスへの対応や地域経済の活性化など課題が山積しており、これからの4年間は新しい時代への変化に向けた極めて重要な時期であると捉えております。

本市が持続可能で希望の持てるまちであるためには、新年度予算に掲げた施策事業の着実な推進はもとより、既存の施策や事務事業についても新しい視点と発想で大胆に見直し、市民の皆様と共に勇気ある変革に取り組んでいかなければならないと考えております。そのためには、オープンで分かりやすく、頼りになる市役所であることが重要と考えております。

行政情報は基本的に公開、オープンであり、やさ

しく分かりやすく説明する中で、市民の夢や希望、
生きがいを応援し、一方で不安や悩み、不満の声に
しっかりと寄り添い一緒に解決策を考えていく、こ
のことが頼りになる市役所の姿であると考えて
おります。

議員各位の一層の御指導と市民の皆様方の御協力
を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（濱田 尚君） これで、令和4年第2回い
ちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

去る2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻した。

隣国の主権と領土を武力で踏みにじる暴挙により、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。

今回の軍事侵攻は、「主権の尊重」「領土の保全」「武力行使の禁止」などの国連憲章違反であり、国際社会の秩序を失わせるとともに、世界や我が国の平和と安全を脅かす人道に反する行為で断じて容認できない。この非道な侵略行為に対し、我が国を含めた国際社会が連携して対応すべきである。

よってここに、いちき串木野市議会はロシアによるウクライナへの軍事侵略に断固抗議するとともに、即時かつ無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月29日

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件 名 陳情第3号 小原台地高台付近における新たな避難場所の整備に関する陳情
陳情第1号 分煙環境整備に関する陳情
- 2、理 由 さらに十分審査のため

令和4年3月29日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 生活環境について
 6. 住民福祉について
 7. 健康増進について

令和4年3月29日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和4年3月29日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会
 - (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
 - (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
 - (3) 派遣期間 令和4年4月14日
令和4年5月19日
 - (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員